

公的統計の二次利用制度について

● 概要

平成 21 年 4 月に全面施行された改正統計法（平成 19 年法律第 53 号）によって、公的統計の二次利用のための新たな枠組みが創設され、学術研究や高等教育への利用を図るため「匿名データの作成・提供」と「委託による統計の作成」（「オーダーメイド集計」）の制度が整備されました。

その後、統計調査を実施する各行政機関からの委託を受けた独立行政法人統計センターが、調査票情報等の保管・蓄積、匿名データの作成・提供及びオーダーメイド集計の業務サービスを提供する「統計データアーカイブ」を運営することとなりました。

これら整備により現在では、所定の申請・手続きを行い（厳正なる審査を経て）承認され、所定の手数料を納付すれば、いくつかの政府統計については個人が研究目的で利用することも、教育関連機関の法人が教育目的で利用することも可能となっています。

● 利用可能者と利用要件

規定では、政府統計の二次利用を申請できる者として、「学術研究・高等教育の発展に資すると認められる利用を行い得る者」と定義されています。したがって、大学や研究機関に所属する研究者だけではなく、研究機関に所属していない非常勤講師や、さらには大学院生でも申請可となっています。

利用申請書（申出書）には利用予定期間を明記することになっており、その期間内に集計・分析、および研究成果の執筆、公表を行わなければなりません（原則 1 年未満）。その間、利用者にはデータの適正管理の徹底が課されています。例えば、データは作業用 PC に 1 度しか複製を取ってはならず、作業は申請書に記載した場所（研究室など）でのみ行う様義務付けられています。また、貸与された媒体は、施錠できる入れ物での保管が義務付けられています。

また、利用期間が過ぎたデータは PC から正しく消去し、貸与された媒体は直ちに返却しなければなりません。

● 利用可能な統計

■ 現在利用可能な匿名データは、次の 4 つの統計です。

「全国消費実態調査（平成元年、6 年、11 年）」 「社会生活基本調査（平成 3 年、8 年、13 年）」
「就業構造基本調査（平成 4 年、9 年、14 年）」 「住宅・土地統計調査（平成 5 年、10 年、15 年）」

■ オーダーメイド集計に対応可能な統計調査は、次の 3 つの統計です。

「国勢調査（平成 2 年、7 年、12 年、17 年）」 「学校基本調査（平成 20 年度）」
「賃金構造基本統計調査（平成 18 年）」

● 利用申請窓口

一般利用者の申請窓口は独立行政法人統計センターとなりますが、学術研究機関等に所属する者は統計センターの「サテライト機関」に申請するよう規定されています。

サテライト機関とは、統計センターとの間で連携の協定を交わし、統計センターに代わって申請の窓口となる法人のことで、現在、連携しているサテライト機関は一橋大学、神戸大学、法政大学の3大学です。立教大学でも将来的にはサテライト機関化を検討しており、社会情報教育研究センターを中心として、整備をすすめています。

(各サテライト機関の問い合わせ連絡先は、資料末尾を参照してください)

● 利用料金

■ 匿名データの利用料金は次のようになっています。

基本料金 (申出1件につき) 1,850円

+ 匿名データ提供ファイル数 × 8,500円

+ 媒体 (1枚につき1ファイルデータを収録) CD=100円、DVD=120円

例1 個人研究者が就業構造基本調査を3調査年次分DVD収録で申請する場合

⇒ 1,850円 + (8,500円 × 3) + (120円 × 3) = 27,710円

例2 大学院ゼミ(4名) + 指導教員が、2調査年次分CDで利用申請する場合

⇒ 1,850円 + ((8,500円 × 2) + (100円 × 2)) × 5 = 87,850円

■ オーダーメイド集計の利用料金は次のようになっています。

統計の作成等に要する時間一時間までごとに 5,900円 × 必要な時間

(基本事務時間と統計の作成等の時間(職員の工数)の合計。単位:人時)

提供する媒体の費用 (FD=50円、CD-R=100円、DVD-R=120円 × 枚数)

● 利用申請の流れ

まずはサテライト機関のいずれかに利用相談を行います。どの統計を利用してどのような集計・分析を行いたいのか相談する中で、匿名データの利用申請が必要かどうか(既存の集計では足りないのか、匿名データが分析目的に対して有効か、など)、利用申請が可能かどうか、などを明らかにします。

その後、利用申請のための「仮申出書」を作成して、サテライト機関・担当者に内容の照会を依頼します。この間、仮申出書の内容に不備が無くなるまで、メールで対応してもらいます。

仮申出書に不備が無くなれば、正式な申出書を作成し、申出書を相談先サテライト機関に提出します。初回利用時は、窓口での本人による提出と、写真付き身分証明書による本人確認が必要です。2回目以降の申請では郵送でも可能です。

申請書の内容について、統計センターで審査が行われ、承諾・不承諾の連絡が通知されます。申請が認められた後、利用依頼書・利用誓約書・手数料などを統計センターに提出しデータ提供を受けます(この際の提出先だけは、サテライト機関ではなく統計センター、データ受け取りはサテライト機関)。2回目以降申請の場合は、郵送での受け取りも可能となります。

補足資料

○ 統計の「二次利用」とは

統計調査から得られたデータを本来の統計の目的、すなわち「当初予定していた統計表を作成すること」以外に利用することを「統計の二次利用」、もしくは「目的外利用」と呼びます。政府統計の二次利用については、これまでの統計法では原則禁止でした。個別の申請により一部利用可能な場合もありましたが、その承認審査は極めて厳正・厳格なもので、研究者にとっては若干敷居の高いものでした。

○ 匿名データとは

統計調査において配布される記入票のことを調査票といい、それら調査票の回答結果を電子データとして個別に入力したものを個票データといますが、これら個票データは調査結果の統計分析には欠かせない重要データである一方、調査項目に関する回答は個人属性を示すこととなるので、調査項目が詳細になればなるほど、それら回答結果から回答者個人が特定されてしまうという危険があります。そこで個票データをもとにして、回答者個人が特定されないように、重要属性の一部を識別不能な情報に修正することで、各種統計分析への利用を可能とするような統計データが新たに作成されることとなります。この、秘匿処理が施されたデータが「匿名データ」です。

提供されるデータは集計数全体から約 80%（統計により多少異なる）の抽出率でサンプリングされたりサンプリングデータです。提供データは各申請ごとにサンプリングされて作成されるので、利用者によってデータの中身は異なります。

○ 匿名データの特徴

匿名データの作成では、個人の識別情報を階級区分に統合することで、秘匿処理を行うことが一般的です。例えば個票データでは回答者の居住地は都道府県、場合によっては市区町村まで明らかとなっていますが、匿名データではあらたに「地域区分」という属性を設定し、いわゆる 3 大都市圏（関東・名古屋・関西）に属するか否かで分類するよう変更します。また、回答者の年齢も明らかにならないように「年齢階級」（通常は 5 歳区分）で表示されます。

そのほか、特徴的な識別情報レコードを除外するという処理も行われます。例えば、世帯人員が 8 人以上の世帯や同一年齢の子供が 3 人以上いる世帯など、個人を特定する要因になりやすい特徴的な属性を持つレコードは、匿名データからは除外されています。

○ オーダーメイド集計とは

「オーダーメイド集計」とは、利用者が既存の統計調査の集計項目の分類一覧から項目を選択し、それらを組み合わせて集計表を設計し提供を依頼する制度です。統計センターは申請に基づき、該当統計の「調査票情報」を利用して統計を作成します。この点が匿名データと大きく異なる点です。

○ 匿名データ、オーダーメイド集計利用のメリット

統計調査によって得られた個票データについて統計処理が行われ、その結果は「集計表」とし

て公表されるのですが、それら集計表から得られる情報は、集計項目を選定する調査実施主体の判断に依拠することとなります。つまり、集計・公表する側が個票データの調査項目どうしを関連させた集計に意義を見いだせば集計・公表され、そうでなければ集計されないということです。

そこで、このような「調査票の項目から集計が可能であることは明らかではあるが、調査主体側では集計していない項目」については、匿名データを利用し我々統計利用者側が独自に集計することが求められるのです。

また、地域データではなく都道府県別や市区町村別データで分析を行いたい場合や、年齢階級ではなく各年齢ごとの集計結果を知りたい場合は、匿名データではなく、オリジナルの個票データの利用が必要となります。ところが、これら個票データの閲覧・利用は、われわれ一般統計利用者には基本的には認められていません。そこで、個票データの閲覧（利用）をせずに、集計項目と結果表の様式だけを指定して統計表の作成を統計センターに依頼することができるオーダーメイド集計が求められるのです。

*** 利用に関する問い合わせ先 ***

学内問い合わせ窓口

社会情報教育研究センター（担当：政府統計部会）

TEL：03-3985-4459 Mail：csi-stat@rikkyo.ac.jp

研究者向け利用相談窓口（サテライト機関・関東圏）

一橋大学 経済研究所附属社会科学統計情報研究センターマイクロデータ分析セクション

TEL：042-580-8391 Mail：micro@ier.hit-u.ac.jp

法政大学日本統計研究所マイクロ統計情報提供ユニット

TEL：042-783-2325 Mail：jsri@s-adm.hosei.ac.jp